

2013年 1月 21日制定

2023年 6月 5日改正

2024年 11月 25日改正

広島修道大学ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

1. 趣旨

ソーシャルメディアは、人々の生活に非常に身近な情報伝達手段として浸透しており、社会的に大きな影響力を持っています。一方、一度発信した情報を完全に削除又は訂正することが困難であり、不正確な情報の発信や不用意な発言が、本人の意図しない問題を引き起こし、発信者のみならず家族、知人、大学、その他関係組織に対して想定しない影響を及ぼす恐れもあります。

本学では、すべての構成員（学生・教職員及び広島修道大学に関わる者）が個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限に尊重しつつも、大学の信用や構成員の品位を失墜させることなく、ソーシャルメディアを適切に利用するための基本的な心得として次のとおりガイドラインを定めます。

ソーシャルメディアを利用する際は、本ガイドラインの内容を理解し、本学の一員として責任ある行動をとってください。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであり、代表的なものとして、Facebook、X、Instagram、LINE、YouTube、TikTok、ブログ、電子掲示板などがあります。

3. ソーシャルメディア利用の心得

(1) 法令および本学諸規程等の遵守

日本国の法令、各種サービスの利用規約、本学諸規程（倫理綱領、ポリシー、ガイドラインを含む）、その他関係組織等のルールを遵守してください。海外においてもその国の法令等を遵守してください。

(2) 知的財産権の保護

文書・画像・音楽・ブランドマーク・ソフトウェア・その他の著作物等の取り扱いに注意し、著作権、肖像権、商標権などの他人の権利や利益を不当に侵害することのないよう十分留意してください。ウェブサイトにある画像や文章の無断転載は、著作権法等が定める条件を満たさない限り、著作権侵害となります。

(3) 守秘義務・機密情報の取り扱い

（学生向け）

アルバイト先やインターンシップ先で不用意に守秘義務に反する情報の発信を

しないでください。授業やサークル等で知り得た情報等にも守秘義務を要するものがあります。そのような情報は、許可なく発信しないでください。

(教職員向け)

教職員が職務上知り得た秘密については、守秘義務があります。とくに、公表がなされる情報であっても、入学試験に関する情報や企業との契約に関する情報等その時期が制限されているものがありますので、十分に注意してください。また、特定学生の評価に係る情報等を他者と共有することは、絶対に行わないでください。

(4) 人権や倫理の尊重

個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆる「ヘイトスピーチ」)、公序良俗に反する内容等は、特定の法律に違反しない場合であっても、許されることではありません。これらの内容を含む発信や拡散は行わないでください。

(5) 正確な情報の発信

正確で信頼できる情報を伝えるようにしてください。信頼性に乏しい情報(うわさ、流言)、虚偽、不確かな情報(伝聞・推測)の発信や拡散をしないよう注意してください。不正確な内容の発信や拡散は大きな混乱につながる可能性があります。また、発信した情報に誤りがあると分かった場合は、速やかに情報を訂正してください。

(6) プライバシー保護

発信した情報は意図しない形で他人に保存され、長期間または永久に公開・拡散されつづけることに留意し、GPS機能がONになった状態での投稿や周囲の風景から場所を特定できるような投稿をしないなど自身の個人情報保護に努めてください。また、第三者の個人の特定につながる情報を発信する場合は、相手の同意を得たうえで、自身の発信する内容によって他人のプライバシーを侵害しないように気をつけてください。

集合写真や他人が映り込んでいる写真は、了承を得たうえで公開するようにしてください。

(7) 授業中・勤務時間中の情報発信

授業又は業務として利用する場合を除き、授業時間中または勤務時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は厳に慎んでください。

(8) ネガティブな意見(誹謗中傷等を含む)への対応

自分と違う意見を受けた場合に、感情的な対応をすると大きなトラブルに発展する恐れがあります。落ち着いて対応しましょう。

誹謗中傷を受けた時には、以下のような冷静な対処を行ってください。

- ① ミュートやブロックなどで、相手を「見えなくする」
- ② SNS 事業者に誹謗中傷の投稿削除を依頼する
- ③ 信頼する人や公的な相談窓口相談する

総務省が、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーファーインターネット協会及び法務省と共同して、[SNS 上のやり取りで悩む方に役立てていただくための特設サイト](#)を開設しています。こちらも参考にしてください。

(9) 炎上^{*}への書き込みの禁止

他人の炎上に加担するような行為は行わないでください。興味本位で行った書き込みが、名誉棄損や人権侵害で裁かれる場合もあります。

(10) 本学構成員であることの自覚と責任

広島修道大学の構成員であることを明らかにした上でソーシャルメディアを使用する場合は、個人としてだけでなく、社会全体から大学を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚し、その発信が大学の見解であるような誤解やブランド価値を貶めることのないよう注意してください。

大学名や本名を明かしていない場合でも、過去の発信から所属組織や個人名が推測できる場合がありますので、発信には注意してください。

4. 大学における調査

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合又は広島修道大学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。調査結果によっては、法令及び本学諸規程等に沿った対応を行います。

5. トラブル発生時の相談窓口

学生 学生センター
教職員 総合企画課

※炎上とは、SNS などにおける特定のアカウントや投稿に対して、非難などのコメントが殺到した状態をさします。

《参考文献》

総務省. “こわい「炎上（えんじょう）」に注意しよう”. 情報通信白書. 2024-03-29. https://www.soumu.go.jp/hakusho-kids/safety/point2/danger/danger_03.html, (参照 2024-12-18).